

○総務省令第三十六号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第十八条の規定に基づき、社会生活基本調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年四月七日

総務大臣 片山 善博

社会生活基本調査規則の一部を改正する省令

社会生活基本調査規則（昭和五十六年総理府令第三十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第五号中トをチとし、ヘをトとし、ホをへとし、ニを削り、ハをホとし、ロをニとし、イの次に次のように加える。

ロ 十歳未満の世帯員数

ハ 十歳以上の世帯員数

第六条第一項第五号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号に次のように加える。

ヲ ふだんの健康状態

ワ 仕事からの年間収入

第六条第一項第三号中チ及びリを削り、トをルとし、へをリとし、リの次に次のように加える。

又 希望する一週間の就業時間

第六条第一項第三号中ホをチとし、ニをホとし、ホの次に次のように加える。

へ 勤務形態

ト 年次有給休暇の取得日数

第六条第一項第三号中ハをニとし、ロをハとし、イをロとし、同号にイとして次のように加える。

イ 介護の状況

第六条第一項第三号を同項第四号とし、同項第二号中ニを削り、ホをニとし、へを削り、トをホとし、チからヲまでをへからヌまでとし、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 十歳未満の世帯員に関する事項

育児支援の利用の状況

第十条第一項中「取集する」を「取集し、並びに質問する」に改める。

第十二条第一項中「同項第二号」を「同項第二号に掲げる事項については調査世帯の十歳未満の世帯員が、同項第三号」に、「同項第三号」を「同項第四号」に、「同項第四号」を「同項第五号」に、「同項第五号」を「同項第六号」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正)

第二条 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十五年総務省令第四十八号)の一部を次のように改正する。

別表科学技術研究調査規則(昭和五十六年総理府令第三十三号)の項の次に次のように加える。

社会生活基本調査規則(昭和五十 第十二条第三項及び第十三条

六年総理府令第三十八号)